

4. 株主総会の応用的な問題

4-1. 株主提案権

(1) 株主総会の目的事項・議案の決定と株主提案権

株主総会での意思決定

- ① 株主総会の目的事項（議題）の設定（会社 298 I ②） 例：「取締役 2 名選任の件」
- ② 目的事項についての具体的な提案（議案） 例：「A 氏と B 氏を取締役に選任する」
- ③ 議決権行使→決議要件（3-3(3)）を充たせば決議成立

・ 取締役会設置会社：招集通知に掲げられた目的事項についてのみ決議可能（会社 309 V）

・ ①目的事項（議題）（会社 298 I ②IV）・②議案の決定権限

事例 4-a 株主提案権

X は、Y 会社（取締役会設置会社かつ公開会社）の株主である。①X は、取締役 A の解任について定時株主総会で決議をしたいと思っているが、会社側はそのような目的事項（議題）を扱う予定はない。②Y 会社は、「剰余金の配当の件」を定時株主総会の目的事項（議題）とし、1 株あたり 100 円を配当する旨を提案している。しかし、X は、200 円が適切な配当であると考えている。

	取締役会設置会社	取締役会非設置会社
議題提案権	総株主の議決権の 1%以上の議決権または 300 個以上の議決権を 6 か月前から引き続き有する [非公開会社は「有する」]	議決権を有する株主なら可能（会社 303 I）
議案通知請求	+ 総会日の 8 週間前までに請求（会社 303 II III・305 I 但 II）	議決権を有する + 総会日の 8 週間前までに請求（会社 305 I）
議案提出権（会場で）	議決権を有する株主なら可能（会社 304）	

(2)議題提案権 (会社 303)

どんな事項でも目的事項にするよう請求できる？ (会社 295 II 参照。3-1(2))

(3)議案提出権・議案通知請求 (会社 304・305)

会場での議案 (動議) 提出権 (会社 304)

議案通知請求 (会社 305) ——この権利の意味は？

議案提出・議案通知請求の拒絶事由 (会社 304 但・305IV～VI)

- ①法令・定款違反の議案、②最近3年の株主総会で10%以上の賛成を得られなかった議案、③ [議案通知請求のみ] 取締役会設置会社の株主の提出しようとする議案数が10個を超える場合の当該超過分 (10個までは請求を認めなければならない)

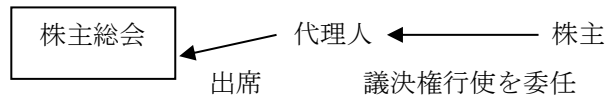
株主提案権の利用の実態 [テキスト Column4-7]

- ・行使は比較的容易 (議題提案権・議案通知請求も、議決権総数に関わりなく300個以上議決権があれば権利行使可能) = 濫用もされやすい
- ・上場会社で行使されることは基本的に少ない
- ・電力会社で原発反対関係の株主提案
- ・近年では、取締役の選任や報酬等に関連した株主提案も
- ・株主提案の濫用と思われる事例の出現
→令和元年改正により通知請求できる議案数制限 (拒絶事由③=会社 305IV V)

4-2. 株主の権利行使

(1) 議決権の代理行使等

(a) 議決権の代理行使（会社 310）



パナソニック株式会社定款 15 条

「株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。」

最判昭 43・11・1 民集 22-12-2402

「[議決権行使の] 代理人は株主にかぎる旨の…定款の規定は、株主総会が、株主以外の第三者によって攪乱されることを防止し、会社の利益を保護する趣旨にでたものと認められ、合理的な理由による相当程度の制限といえることができるから、…商法二三九条三項 [会社 310 I] に反することなく、有効であると解するのが相当である。」

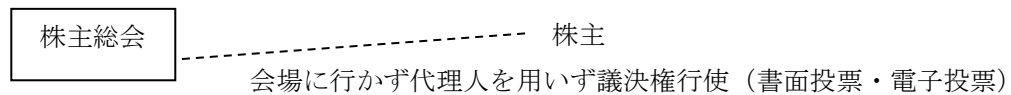
事例 4-b 定款による代理人資格の制限 [テキスト Case4-5 を一部変更]

A 会社の大株主である B 銀行が、A 会社の今年の株主総会には従業員 C を出席させ、代理人として議決権行使をさせる旨を A 会社に伝えてきた。A 会社の定款には、株主総会における議決権行使の代理人資格を A 会社の株主に限る旨の規定がある。C は A 会社の株主ではないが、その議決権行使を認めた場合、定款違反の議決権行使になるのだろうか。

最判昭 51・12・24 民集 30-11-1076

「株式会社が定款をもって株主総会における議決権行使の代理人の資格を当該会社の株主に限る旨定めた場合において、当該会社の株主である県、市、株式会社がその職員又は従業員を代理人として株主総会に出席させた上、議決権を行使させても、……右定款の規定に反しないと解するのが相当である。けだし、右のような定款の規定は、株主総会が株主以外の第三者によって攪乱されることを防止し、会社の利益を保護する趣旨に出たものであり、株主である県、市、株式会社がその職員又は従業員を代理人として株主総会に出席させた上、議決権を行使させても、特段の事情のない限り、株主総会が攪乱され会社の利益が害されるおそれはなく、かえつて、右のような職員又は従業員による議決権の代理行使を認めないとすれば、株主としての意見を株主総会の決議の上に十分に反映することができず、事実上議決権行使の機会を奪うに等しく、不当な結果をもたらすからである。」

(b)書面投票等



①書面投票 (書面による議決権行使) (会社 298 I ③・311)

②電子投票 (電磁的方法による議決権行使) (会社 298 I ④・312)

①・②を通じたポイント

- ・原則として任意 (会社 298 I ③④IV)
- ・株主数 1000 人以上の会社 (会社 298 II)
- ・株主総会参考書類等 (会社 301・302)

(2)利益供与 (会社 120・970)

株式会社は、何人に対しても、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしてはならない (会社 120 I)

→これに違反した場合=刑事罰 (会社 970)・民事責任 (会社 120III~V)

規定の趣旨＝会社運営の公正性・健全性維持

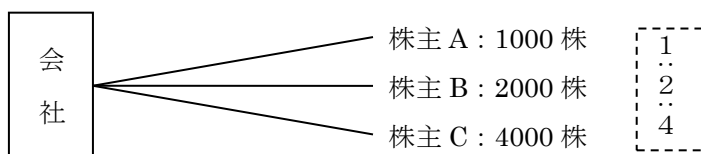
規定の趣旨から問題のない行為（例：議決権を行使した株主への謝礼）

総会屋と利益供与 [テキスト Column4-11]

総会屋＝株主総会を手掛かりとしてゆすり行為をする者（会社の株式を取得して会社に利益の供与を要求し、断られれば株主総会の議事を妨害、また、会社から利益を供与されて経営陣に都合の良い議事運営に協力 etc.）

昭和 56 年商法改正当時は、日本全体で年間 600 億円程度が会社から総会屋に支払われているのではないかといわれた＝これが暴力団の資金源にも
→昭和 56 年商法改正で利益供与の禁止規定導入、その後も刑事罰強化等で鎮静化

(3)株主平等の原則（会社 109 I）



会社は、株主を、その有する株式の内容・数に応じて、平等に取り扱わなければならない

このルール機能

合理的な理由にもとづく持株数に応じない取扱い（例：株主優待制度）

4-3.株主総会の実態

(1)非公開会社の株主総会

ルールの不遵守→株主間の紛争の際に持ち出される

(2)上場会社の株主総会

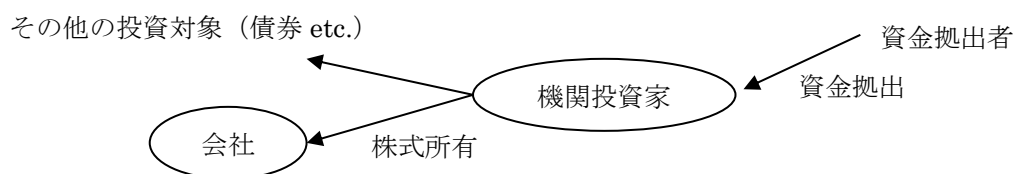
①定時株主総会の所要時間、株主からの質問

②会場に出席して議決権を行使する株主の割合 ⇔ 書面投票・電子投票

(3)上場会社の株主構成と株主総会 [テキスト Column4-8, 4-10]

個人株主 ⇔ 機関投資家

機関投資家=顧客から拠出された資金を運用・管理する法人投資家
(年金基金、投資信託、保険会社、信託銀行 etc.)



*議決権の不統一行使 [テキスト 4 章 2 節 4(2)(d)]